

## 依存症問題に取り組む民間団体支援事業補助金 実施要綱

(趣旨)

第1条 依存症問題に取り組む民間団体支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および障がい福祉課所管補助金等交付要綱（昭和46年4月1日決定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 知事は、依存症問題を抱える当事者が健康的な生活を送ることができるよう、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、福井県内で依存症問題の改善に取り組む民間団体で、以下の要件を全て満たす団体とする。

- (1) アルコール関連問題・薬物依存症・ギャンブル等依存症のうち少なくとも1つ以上、各依存症等の特性を鑑みて活動を行う団体であること。
- (2) 各依存症等に関する問題に取り組み、依存症等者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与する団体で、年間を通じておおむね月に1回以上活動する団体であること。
- (3) 福井県内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (4) 構成員を5人以上有する団体であること。
- (5) 福井県内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5割以上有する団体であること。
- (6) 交付申請を行おうとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体（複数の申請団体で構成員の2分の1以上が共通する場合は、これらの団体は同一団体とみなす。）であること。

(補助対象事業の内容)

第4条 補助対象となる事業は、各依存症等に関する問題改善のため、以下の全ての活動を行うものとする。なお、活動は、県内全域の当事者が参加できるものとする。

- (1) ミーティング活動

依存症問題を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動

- (2) 情報提供

依存症問題を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報の提供

- (3) 普及啓発活動

依存症問題に関する普及啓発活動

- (4) 相談活動

依存症問題の相談を受ける活動

- (5) 活動の記録と評価

(補助基準額および補助算定割合)

第5条 補助基準額および補助率等は以下に定めるところによる。なお、補助額に千円未満の端数がある場合は千円未満を切り捨てるものとする。

- (1) 補助基準額 1団体あたり200千円
- (2) 補助率 補助対象経費の2/3

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象経費は以下のとおりとする。なお、本補助金以外の寄付金その他の補助金の受領を妨げないものとする。ただし、消費税および地方消費税は補助の対象とはせず、また、同一経費に対する補助の重複は認めない。

報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費(会議費)、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金

(補助金の不交付)

第7条 次の場合には、補助金の全部または一部を交付しないことがある。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分または寄附行為および定款に違反している場合
- (2) 管理経営が著しく適正を欠く場合
- (3) その他、補助金を交付する趣旨に鑑み、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の申請をしようとするときには、知事の定める日までに、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事の定める日までに、補助金変更交付申請書(様式第2号)および事業計画書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または補助金の交付のあった翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(補助事業の中止または廃止)

第13条 補助事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月16日から施行する。